

## 令和4年度熊野市奨学生（貸与）の募集要項

### 1. 目的

熊野市奨学金貸与規則に基づき、本人又は、生計を一にする家族が熊野市に生活の本拠を有し、大学、短期大学、高等専門学校の特修課程（4、5年生）及び専修学校（修業年限2年以上の専門学校）に入学し又は在学する勉学に熱意のある人で、経済的な理由により就学が困難な人に対し奨学金を貸与し、将来社会に貢献してもらうことを目的としています。

※ 高校生と、高等専門学校の特修課程の1～3年生、および修業年限が1年間の専門学校に入学又は在学する人は募集対象ではありません。

### 2. 貸与金額

1人月額 5万円以内

### 3. 募集人員

8人以内

### 4. 募集期間 令和4年4月7日（木）～ 令和4年4月20日（水）

※申請書類提出は、4月20日必着です。

### 5. 申請書

申請書は、教育委員会に置いています。

郵送を希望する場合は、教育委員会宛に140円切手を送付し、請求してください。

### 6. 申請手続き

次の書類を熊野市教育委員会に提出してください。なお、下記書類に押印いただく場合は、全ての書類で印を統一してください。また、本人と保証人の印は、別の印にしてください。（インキ浸透印は不可です）

#### (1) 奨学金貸与申請書（様式第1号）

#### (2) 履歴書（様式第2号）

#### (3) 合格通知書又は在学証明書

※合格通知書のコピーを提出したい場合は、原本とともにコピーを持参してください。（原本とコピーを確認後、原本を返却します。）

※在学証明書は学校に請求してください。

#### (4) 在籍校又は出身学校の推薦書（様式第3号）

※在籍校（新入生については出身学校）に提出し、記入を依頼してください。なお、封筒に入れて緘印がおされたものを、開封しないで提出してください。封緘されていない状態のものは受け付けません。

#### (5) 家庭の状況調書（様式第4号）

※月収が不明な場合、所得証明書に記載されている「給与所得金額」の12分の1を記入してください。

#### (6) 指導要録（写）又は前学年末の成績証明書

※在学校に請求してください。また、新入学した生徒は出身学校に請求します。なお、封筒に入れて緘印がおされたものを、開封しないで提出してください。封緘されていない状態のものは受け付けません。

#### (7) 本人と保護者の住民票

※本人と保護者の住民登録地が同じ場合、本人と保護者が記載された住民票1通のみで結構です。

また、家族全員の記載および「本籍地」の記載は不要です。なお、「続柄」は記載してください。

#### (8) 令和3年度の所得証明書（令和2年分の所得についてのものです。）

※市役所の税務課に請求してください。ご両親ともに収入がある場合は、両方の所得証明書を提出してください。

7. 申請書類提出先（問い合わせ先） 熊野市教育委員会 学校教育課 TEL 89-4111  
(内線 410、413)

**受付時間** 8:40～16:30

※ 平日の12:00～13:00および土・日曜日を除く。平日の12:00～13:00に提出を希望される場合は、提出当日の朝10時までに電話にてご連絡ください。

#### 8. 奨学金の返還

貸与を受けた奨学金は、当該学校修学期間の終了した月の翌月から起算して2年据え置き、引き続き10年以内に月賦・半年賦・年賦の方法により返還していただきます。奨学金に利息は付きません。

#### 9. 選考

熊野市教育委員会において選考し、これを本人に通知します。(6月初旬頃)

#### 10. その他

- (1) 「支給」と「貸与」の両方に申請することが出来ませんが、採用される場合は、どちらか一方になります。
- (2) 同一世帯について、熊野市奨学金支給規則、熊野市奨学金貸与規則および熊野市近畿大学工業高等専門学校生徒奨学金貸与規則に定める奨学金を合わせて、のべ2人までの採用となります。  
(昨年度までの採用者も含みます)  
(例) 高等学校在籍の時に熊野市奨学生として採用された人が、大学在籍の際に再度、熊野市奨学生にお申込みになり採用された場合、同じ世帯から、のべ2人の採用となります。その後、同一世帯からの熊野市奨学生へのお申込みは出来ません。
- (3) 平成28年度より、貸与における返還免除制度を実施しています。返還免除対象者等の詳細については、別紙『熊野市奨学金返還免除制度の募集要項』をご確認ください。